



● 天若東千谷の植林施業（地拵え）

発行＝日吉町森林組合 〒629-0341 京都府南丹市日吉町殿田尾崎8-1
Tel＝0771-72-0017 Fax＝0771-72-1375
E-mail＝h-sinrin@fancy.ocn.ne.jp
<http://www.720017.or.jp/>
2020年1月発行



年頭にあたり



明けましておめでとうございませう。組合員の皆様方には、お健やかにご家族おそろいで新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素は日吉町森林組合の事業並びに運営全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。

昨年もまた、自然の驚異を受けた年となりました。幸い日吉町においての災害は限定的でありましたが、九州地方の豪雨、関東での台風15号、19号の襲来など、甚大な被害を残しました。被災されました方々にはお見舞いを申し上げますとともに、令和最初のお正月を迎え、今年こそは穏やかな安全・安心で幸多い一年となることを祈りたいと思います。温暖化防止の一助として、地域森林の健全化のため、我々役員一同は、森林を守るプロであることを自覚し、経営信条に従い、全力で務めねばなりません。

昨年度から始まった森林環境譲与税について、譲与額の増額が前倒しで進むことが昨年末に決まったと報道がありました。税創設時の予定では、20年度の配分総額は19年度と同じ200億円でしたが、2倍の400億円に、更に、22年度から2.5倍、24年度から全額の600億円が配分されます。当初全額譲与は2021年度からの計画で9年前倒しとなります。この早まった理由は、台風や大雨に伴う災害多発を受け、森林整備の重要性が認識された結果と言われます。

南丹市の4森林組合は、既に、譲与税の使途要望を南丹市に提案しています。更に、森林整備関係に対して充当されるよう他組合とも協力して強く要望し、これまで十分に手が付けられなかった所の整備についても進めたいと考えています。

組合員の皆様をはじめ、地域の皆様により一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様にとって素晴らしい年となりますことを御祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

(宇野)

森林・林業の動向

年頭のあいさつにもありますように、森林環境譲与税の増額が決まりました。これは、自然災害が多発する中で森林整備の重要性が認識されたことに加え、昨年2度関東を襲った台風による人工林の倒木被害がかなり深刻で、倒木の原因が手入れ不足によるものだとの見方も強く、手入れが遅れた人工林の整備を早急に進めていく必要があるとの認識のようです。そのため、譲与税の使途についてはその多くが森林整備に重点的に使われるのではないかと期待しております。

また、日本の国有林面積の約7割が森林組合員が所有する森林であり、日本の森林を適切に維持管理していくためには森林組合の体質強化が必要不可欠であるということ、森林組合及び森林組合連合会の体質強化改革に国が動き出すという情報もあります。

具体的な内容については、まだ発表されておりませんが、個々の森林組合が強みを活かせる事業に専念し、苦手であったり進んでいない事業については、他の森林組合へ事業譲渡するといったような内容もあると聞いています。

現在分かる範囲の情報からすると、『様々な理由で森林整備が進んでいない森林組合（A）があり、近隣の森林組合（B）が活発に森林整備に取り組んでいるようなケースであれば、森林整備が進んでいるB森林組合にA森林組合が森林整備事業を譲渡し、A森林組合の管轄内でB森林組合が森林整備事業を進めていく。』といったような事が可能になるようです。

日吉町森林組合では、これまで近隣の森林組合と業務提携し他町の森林において共同で森林整備を進めてきました。今回の森林組合法の改正は、その取り組みを後押ししていただけるような内容ではないかと思えます。

ともあれ、森林・林業が活性化していただけるような政策というのは有難いことですし、それを十分活用しながら今年も日吉町の森林を組合員の皆様に喜んでいただける森林に出来るよう職員一同努力して参ります。

（小林）

令和2年度森林整備計画

森林組合の令和元年度（2019年度）も残り僅かな日数となり、来月2月から新しい年度が始まります。

令和元年度も組合員の皆様には、森林組合の活動にご理解とご協力をいただき、多くの森林整備を実施することができました。しかし、車で府道・市道を走っていると「あそこを間伐しなあかん。あそこはだいたい林内が暗くなってきたな。」と手入れが十分行き届いていないところが多くあります。そういった森林を含めて令和2年度の森林整備を左記のとおり計画しました。

【志和賀】

中山・後山

【保野田】

ヲシ谷・大迫・コジレ

【胡麻・上胡麻】

桑木谷・赤迫・小佛原

【畑郷】

丹後平・滝ヶ谷・細谷・下向

【田原】

岩谷・梅田山・東山

【四ツ谷】

柏木谷・井ノ谷・久保田ノ上

平ノ上 【佐々江】

丸木谷・大田谷

【生畑】

北ノ谷・神ノ谷・中山

【木住】

西ノ本・大塩谷・峠谷・

【中世木】

千切迫・中ノ谷・不動・人尾峠

【天若】

西ミノ谷・向山

以上が現時点で計画している箇所になります。これ以外にもご要望をいただければ計画に組み入れていきますので、ご連絡いただければと思います。

（小林）



「森の道具屋」からのお知らせ

キノコ菌及び原木の販売について
今年も以下の種類を販売いたします。

※シイタケ菌

- ・ 115番（肉厚で人気N.01品種）
 - ・ 240番（傘が広く干し椎茸に最適）
- 両種類とも5000コマ（1,980円税込）と1000コマ（3,740円税込）があります。

※ナメコ菌

- ・ 早生ナメコ菌（別名ジャンボナメコ）
- ナメコ菌は500コマ（1,697円税込）のみとなっております。

※シイタケ原木

菌入原木のシイタケ菌は、115番（肉厚）の早生の菌になっております。

例年皆様からご好評いただいております。3月上旬を過ぎると完売してしまいます。ご購入用の方は、お早めにお買い求めいただいた方がよろしいかと思いません。

（出野）

山林移動届等の提出について

左記の事柄について該当される方がおられましたら、組合までご連絡ください。ますようお願い申し上げます。

- 名義人が高齢などの理由で家族内で名義を変更した
- 名義人が亡くなられたので相続をした
- 共有林の代表や会計が変更になった
- 売買・贈与などで山の面積が増えたり、減ったりした
- 引っ越しをされ住所が変更になった

（出野）

その他のお知らせ

山林所得の確定申告と伐採証明

毎年のこととなりますが、2月中旬になりますと確定申告が始まります。山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡したりして生じる所得（山林所得）は、他の所得とは合計せず異なった計算方法（5分5乗方式）により税額を計算し、確定申告を行うこととなっております。しかし、山林所得すべてにおいて必ず確定申告をしないといけないということでは

はありません。

課税対象になる山林所得は、総収入金額から**必要経費と特別控除額**を差し引いた額と定められています。まず「必要経費」というのは、伐採費や搬出費、仲介手数料の譲渡費用などの事を言いますが、これ以外に特例として「概算経費控除」というものも「必要経費」に含めることが出来ます。この「概算経費控除」とは、収入金額から譲渡費用を差し引いた金額の50%に相当する金額を概算の経費とすると言うものです。

次に、「**特別控除額**」についてですが、これは国において「最高50万円」までを特別控除額とすると定められております。

以上のことから、山林所得が100万円あった場合、「概算経費控除」で50万円が必要経費とみなされ、50万円が特別控除額とされるので、山林所得額は0円とされます。なので100万円以下であれば課税されません。と、いうことになります。

さらに、「森林計画特別控除」という制度があり、経営計画に基づき伐採や譲渡をした場合には、先の「概算経費控除」が20%アップして、70%まで認めて

もらえます。この場合だと、約170万円まで課税されない計算になります。ただし、この制度を利用する場合には、南丹市が発行する「伐採（譲渡）証明申請」などの書類を税務署へ提出する必要があります。

これに関して、組合では代筆サービスを行っております。平成30年に課税対象山林所得があった方（経営計画の立案が前提条件となりますが）は、組合へお越しただくと、証明書の代筆をさせていただきます。その際、印鑑と収入証紙代、証明手数料が必要となります。

以上の説明は、国税庁のホームページより抜粋したものですので、少しでも不明な点等がございましたら、税務署へ直接お問い合わせいただくといいことが確かかと思えます。

（仲上）



令和2年 大犯土表

※大つち・小つち・土用の間は木や竹を伐ると虫が入りやすく腐りやすいので、除伐や下刈りなどはこの時期に行うと早く腐るのでよい

※大つち・小つち・土用、いずれも土を動かすことは悪いと言われている
提供・（株）北桑木材センター

月	大つち	小つち	土用	木の採れる日
1	28~31		18~31	1~17
2	1~4	5~12	1~3	13~29
3	28~31			1~27
4	1~4	5~12	16~30	13~15
5	27~31		1~4	5~26
6	1~3	4~11		12~30
7	26~31		19~31	1~18
8	1~2	3~10	1~6	11~31
9	24~30			1~23
10	1	2~9	20~31	10~19
11	23~30		1~6	7~22
12		1~8		9~31

（資料提供・北桑木材センター R2, 1, 8）

スギ	中目	4 m × 1 8 ~ 2 4 c m	8, 800 ~ 13, 000
	"	4 m × 2 4 ~ 3 0 c m	14, 000 ~ 16, 000
	柱	3 m × 1 6 ~ 2 0 c m	15, 000 ~ 18, 000
	柱	6 m × 1 6 ~ 2 0 c m	13, 000 ~ 15, 000
ヒノキ	柱	3 m × 1 6 ~ 2 0 c m	13, 000 ~ 15, 000
	"	6 m × 1 6 ~ 2 0 c m	18, 000 ~ 20, 000
	中目	4 m × 1 8 ~ 2 4 c m	13, 000 ~ 15, 000
	土台	4 m × 1 4 ~ 1 6 c m	11, 000 ~ 13, 000





今年のお正月はこれまでのお正月とは違いました。

と言いますのも、実家の裏にある大型スーパーが三が日休業していたんです。園部に戻ってくると、スーパーマツモトも三が日休業されてました。私の記憶では、2019年のお正月は実家裏のスーパーは新春初売りとして1日から営業をされていました。

私の母親が『ええ、3日まで閉まってんの。どうしよう。』と困っていました。これまでの感覚では、正月であっても大型店は営業しているものという意識がありましたし、実際にほとんどのお店が営業しておられました。言わば正月にはお店が開いているものというのが常識だったと思います。

しかし、私が小学生の頃は正月三が日はほとんどのお店は閉まっているものというのが常識でした。ですから年末に人がごった返している中、食材を買いに行きお節を作ったのんびり過ごすというのが世間一般の正月だった気がします。それがいつの間にか、正月は大型商業施設の新春大売り出しに1日から出かけるよ

うな世の中になり、それがまた人材不足や働き方改革などの影響で正月三が日は休みましようという動きになってきたということでしょうか。

そんな中24時間年中無休で営業しているお店の代表がコンビニですが、初詣の帰りに近くのコンビニに寄った際こんなやり取りをされておられました。

ある一人のお客さんが女性の店員さんに「正月も働いてるんかいな。正月くらいゆっくりしたらええのに。」と言うと、その店員さんが「休めるもんなら休みたいですよお」と返されました。お客さんはその後何も言わず店を出られたのですが、その女性の店員さんがお客さんが退店された後、他の店員さんに「休んだらええやん言いながら、自分は買い物来てるやんなあ。そんなん言うなら買い物来んかったらいいのに」と言っておられました。それを聞きながら確かにそうやなあ。この後買い物し難いなあと思いつながらレジに商品を持って行きました。もしかしたら来年の正月は休業されているかもしれません。

話は変わりますが、毎年参加している京都銀行の新春講演会で、日本電産の永守会長の講演をお聞きすることができま

した。話し方もその内容も痛快で、最初から最後まで終始会場全体が笑いに包まれた講演でした。

その講演終了後に会場からの質問時間が設けられいくつか質問が出ておりました。その中のある質問の回答で永守会長が「ウチの仕事スピードが速いとおっしゃいます、そんなことないです。ウチは遅いです。まだまだです。中国を見てください。日本の5倍は速いです。これからはその中国と勝負しやなあかん。もつともつと働かなあかんのです。」とおっしゃっておられました。

働き方改革で残業を減らす。休日はちゃんと休む。有給休暇もきちんと取得する。その一方で、働くときは生産性を最大限引き上げるよう、働く者一人ひとりが考え協力し成果を上げていく。森林組合もそんな組織になることを目指して今年も職員全員で頑張っていきたいと思えます。

(小林)

